○関東地方整備局告示第三百十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年七月一日

関東地方整備局長　森北　佳昭

一　施行者の名称　山梨県

二　都市計画事業の種類及び名称　甲府都市計画道路事業三・四・三十二号新環状・緑が丘アクセス線

三　事業施行期間　自平成二十五年七月一日至平成三十一年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　山梨県甲府市緑が丘一丁目及び緑が丘二丁目地内

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第三百十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年七月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年七月一日

関東地方整備局長　森北　佳昭

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　十八号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
長野県埴科郡坂城町大字坂城字四反田九五八六番二地先から同町大字坂城字四反田九五八六番二地先まで	前	二一・五四～二六・七九メートル	〇・〇一一キロメートル
	後	二一・九一～二六・七九メートル	〇・〇一一キロメートル

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局長野国道事務所

○近畿地方整備局告示第百五十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定により、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年七月一日

近畿地方整備局長　谷本　光司

一　施行者の名称　和歌山県

二　都市計画事業の種類及び名称　海南都市計画道路事業三・六・百十一号黒江築地線

三　事業施行期間　自平成二十五年七月一日至平成二十八年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　和歌山県海南市黒江字市場町及び字城山並びに日方字城山、字池崎及び字池ノ丁地内

使用の部分　和歌山県海南市日方字城山地内

○九州地方整備局告示第百二十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年七月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年七月一日

九州地方整備局長　吉崎　収

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百八号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
玉名市中字内田一八〇〇番一から同市中字河原一一九一番七まで	前	九・三〇～二三・八〇メートル	〇・七五七キロメートル
	後	一一・七〇～二四・七〇メートル	〇・七五七キロメートル

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局熊本河川国道事務所

官庁報告

国家試験

通関士試験公告

第47回通関士試験の実施について、通関業法施行規則（昭和42年大蔵省令第50号）第４条の規定により、次のとおり公告する。

平成 25 年７月１日

財務大臣　麻生　太郎

通関士試験は、次の要領により行う。

１．試験日　平成25年10月６日（日）

２．試験科目及び時間

○通関業法　……午前９時30分から午前10時20分まで

○関税法、関税定率法その他関税に関する法律及び外国為替及び外国貿易法（同法第６章に係る部分に限る。）　……午前11時00分から午後０時40分まで

○通関書類の作成要領その他通関手続の実務　……午後１時50分から午後３時20分まで

これらの科目の出題範囲は、法律のほか、それぞれの法律に基づく関係政令、省令、告示、通達とし、平成25年７月１日現在で施行されているものとする。

なお、通関業法に規定する通関業者に係る出題については、関税法第79条の２に規定する認定通関業者に係るものを含む。

３．試験の方法等

(1)　各試験科目とも筆記（マークシート方式）により行う。

試験科目	出題形式、配点及び出題数			
	選択式（注１）	択一式	計算式	選択式・計算式
《１》通関業法	30点(10問)	10点(10問)		
《２》関税法、関税定率法その他関税に関する法律及び外国為替及び外国貿易法（同法第６章に係る部分に限る。）	35点(15問)	15点(15問)		
《３》通関書類の作成要領その他通関手続の実務				
通関書類の作成要領（注２）				15点(２問)
その他通関手続の実務	5点(5問)	5点(5問)	5点(5問)	

注１．「選択式」とは、文章の空欄に当てはまる最も適切な語句を選択肢から選んで解答する形式、又は五肢の中から「正しいもの」若しくは「誤っているもの」を複数選択する形式である。

２．輸出入・港湾関連情報処理システム（ＮＡＣＣＳ）を使用して行う輸出申告と輸入申告の問題を、前回（第46回）と同様の形式で各１問出題する。

(2)　試験合格のためには、上記３．(1)の表に掲げる各試験科目とも合格基準を満たす必要がある。